

小野町空き家解体工事等事業補助金の手引き

- ◎申請については、以下の流れ及び必要書類を確認の上、お手続きください。
- ◎申請書等の様式については、町公式ウェブサイトからダウンロードするか地域整備課から配布いたします。

1. 交付申請

以下の必要書類を提出ください。これ以外にも書類を要する場合があります。

- ・交付申請書(第1号様式)
- ・事業計画書(第11号様式)
- ・交付申請に関する誓約書(第12号様式)
- ・空き家の現況が分かる外観及び内観の写真
- ・空き家に関する証明書(第13号様式)
- ・振込口座の口座番号、口座名義等が確認できる預金通帳の写し
- ・空き家に関する証明書(第13号様式)
- ・解体に係る見積書の写し又は契約書及び解体費等内訳書の写し
- ・解体に係る空き家の図面等(配置図、平面図)

2. 交付決定

町が補助金交付の決定を行い、申請者へ通知します。また、交付申請内容を変更する場合や交付申請を取り下げる場合には別途手続きが必要になるため、地域整備課までご相談ください。

3. 実績報告

解体工事完了後、速やかに以下の必要書類を提出ください。これ以外にも書類を要する場合があります。また、解体工事が交付決定年度内に完了しない場合には別途手続きが必要になるため、地域整備課までご相談ください。

- ・実績報告書(第6号様式)
- ・契約書及び領収書の写し
- ・解体の着手前、施工中、完了時それぞれの写真

4. 補助額の確定

町が補助額の確定を行い、申請者へ通知します。

5. 交付請求

補助金交付請求書(第9号様式)を提出いただいた後、交付となります。

6. その他

以下のいずれかに該当する事案が発覚した場合には、交付決定を取消し、既に交付した補助金の返還を命ずることがあります。

- ・虚偽の申請その他の不正行為により補助金の交付を受け、又は受けようとした場合
- ・この要綱並びに関係法令に違反する行為があった場合